

上越市ガス水道局単価仕様基準

- (1) この単価表は、上越市ガス水道局（以下「局」という）が管理するガス水道本支管より分岐して行う公道における工事及びガス敷地内配管の工事費を算出する最上限の単価として使用すること。
- (2) 工事申込者から局が指定した材料、労力等の提供を受けた場合は、その見積額を差し引いて工事費を算出する事。

《ガス工事単価仕様書》

1. 使用材料

- A 鋼管は、日本工業規格に定められた配管用炭素鋼鋼管の亜鉛メッキを施したものは又は外面ポリエチレン被覆（一層）を施したもので継目なし管又は電縫管であること。
- B ガス用ポリエチレン管は、日本工業規格品とする。
- C 継手は、亜鉛メッキ鋼管については日立金属又は理研のネジ継手、ポリエチレン被覆鋼管（一層）のメカニカル継手は日立金属（PCMG）、ねじ継手は日立金属（PC）又は日本鋼管継手の継手（PLS）を使用し、ガス用ポリエチレン管継手は日本工業規格品とする。
- D ガス栓類は光陽産業(株)製とし、自主検査または国検に合格したものとする。
- E その他はガス装置工事施工基準（設計編）（施工編）による。

2. ガス用ポリエチレン管は、供給管、灯外内管、灯内内管の埋設部に使用し、灯内内管の非埋設部は、耐候性ポリエチレン被覆鋼管及びガス用フレキ管又は亜鉛メッキ鋼管を使用する。

3. 本単価表に無い特別の工程又は材料を使用する場合は、その都度見積りとする。

4. 工事種別

1. 新設・・・ガス設備（メーター）を新たに設置し内管工事を伴う工事
2. 改造・・・既設ガス設備の一部又は全部を変更する工事
3. 増設・・・建築物の増改築に伴い、内管、ガス栓を増設する工事
4. 撤去・・・既設ガス設備、供給管、内管（ガス栓・メーター含む）の一部又は全部を撤去する工事
5. その他・・・取出工事及び支管工事のみの工事

5. その他

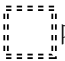
配管延長は、口径毎に 10cm 単位で計算する（小数点第二位以下は四捨五入とす

る)。道路復旧、コンクリートはつりも同様とする。

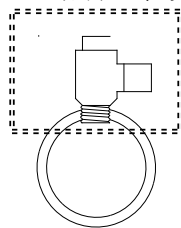
6. 各工事単価種別説明

○取出し工事

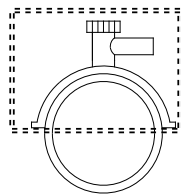
本管より供給管を取出しする単価。1箇所当り材料・布設費込の単価。本管管種口径を選択し分岐口径及び数量を入力。

工事方法は大きく分けて以下のように分類される。内は工事該当部分を指す。

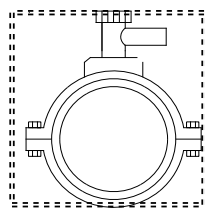
- 1) 穿孔取出直ネジ・・・ 鋳鉄本管をドリルで穴を開けてネジ山を立て分岐部を設ける。本管口径の四分の一の口径まで分岐口径穿孔可能だが本管管種が GMII 型の場合で本管口径が $\phi 150$ mm 以上の場合は、分岐口径をワンサイズ落とすこと。



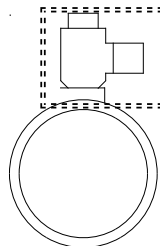
- 2) EF サービス取出・・・ PE 本管に EF サービスチーズを融着し内蔵切刃にて穿孔し分岐を設ける。



- 3) クランプ取出・・・ 鋼管または鋳鉄の本管に、クランプを固定し本管をドリルにて穿孔し分岐を設ける。

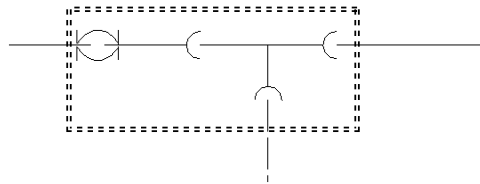


- 4) 溶接取出・・・ 本管に溶接ソケットを溶接、穿孔し分岐を設ける



5) 同径活管分岐・・・本管のガスを止めずに同口径を分岐する工事。PE 管の 50×50、75×75 に限り施工可能。施工に伴う工具は局で貸出する。

6) 切断取出・・・本管のガスを止めて、本管を切断し T 型継手にて本管より分岐する工事。事前に局との協議が必要。



なお、1)～4)の取出しについてはトランジションチーズ及び PC プラグを含んだ単価であり、6)の切断取出しについて PE は分岐部のチーズ融着工まで、鋳鉄は鋳鉄用トランジション継手まで、鋼管は分岐部使用 PCMG パッキンまでの単価となっている。

○不使用管処理

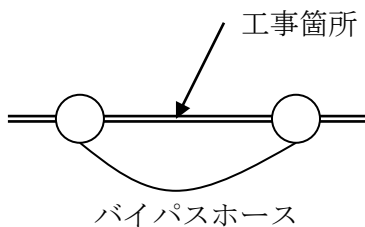
- ・一般不使用管処理は、本管上にてキャップまたはプラグ止めをする箇所を積算。
- ・切断不使用管処理とは、本管を切断し分岐部を撤去し本管を直管とする工事。箇所数を積算する。

○遮断工事・遮断連絡工事

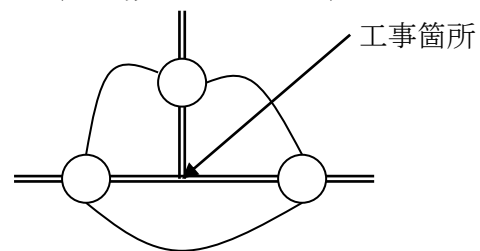
- ・遮断工事とは、ガスバックにより本管のガスを遮断する工事。
- ・遮断連絡工事とは、ガスバックにより本管のガスを遮断すると共に保安ガスを流すためのバイパス管を設置する工事。箇所数を積算する。

○ は遮断連絡工事を行う箇所

例 1：二箇所で遮断連絡工事を行った。
(入力数量は 2 となる)



例 2：三箇所で遮断連絡工事を行った。
(入力数量は 3 となる)



○基本工事

1) 基本工事メーターユニット（標準配管工事一式）

右図のようにメーターユニットを使用したメーター回りの配管工事一式、およびメーター取付け又は取替え。

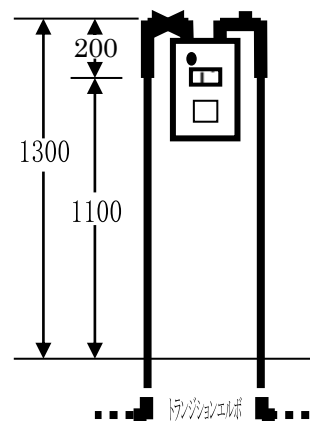
標準高をGLより1.3mとし最大で1.5m迄の工事のこと。

検圧プラグ、標示リング※、計量器撤去は別積算とする。

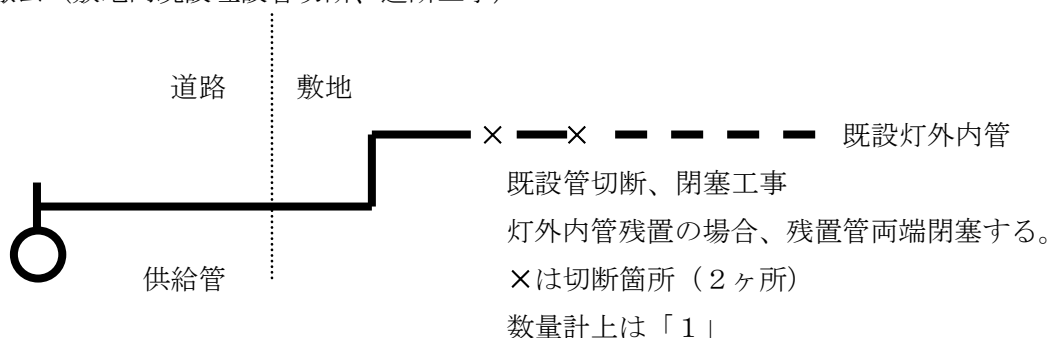
メーター支持金具を2個使用の場合、1個分は別積算とする。

適用ガスメーターは小型10 m³型まで、配管材料はφ25 P L S アイボリーとする。

※標示リングは、供給管及び灯外内管理設部がガス用ポリエチレン管のみの場合に設置する。複数のガスメーターを設置（集合住宅等）する場合は、上流側ガスメーターに1箇所設置する。



2) 撤去（敷地内既設埋設管切断、遮断工事）



上図のように敷地境界付近の灯外内管を切断し遮断する工事。

P L S、P L P等鋼管の32A以下と50A以下の二種類に分かれる。

P E管の場合、50A以下は一種類となる。

S G Pの場合は供給管を残さないことを前提とする。

3) メーターユニット（単独取付）

基本工事に当てはまらないがメーター器接続にメーターユニットを使用した場合に積算する。

使用したメーターユニットの個数を積算する。

配管、検圧プラグ、表示リング、メーター支持金具、計量器の取付・撤去は別積算とする。

4) UMガス栓、UM検圧口ユニオン

パイプシャフト、雁木等メーター器の取付けスペースが狭く限られた場所に使用する。ガス栓付ユニオンと検査口用ユニオンで1組と積算する。

○計量器

取付…局から出庫し、計量器を取り付けた場合に、そのメーター個数を積算する。

撤去…計量器を取り外し局へ入庫した場合に、そのメーター個数を積算する。

取替…計量器を取り替えた場合（局から出庫し局に入庫）に、そのメーター個数を積算する。取替え後のメーターサイズを積算対象とする。

○メーター支持金具

基本工事メーターユニット以外の工事で、メーター支持金具を使用した場合にその口径と数量を積算する。

○サヤ管・架管架台

サヤ管・・・水路等を上越しで布設する管を防護するケース管の単価。

1m当り材料（鋼管）・布設費込の単価。口径を選択し数量を入力。

架台・・・架管の端部を固定補強する現場打ちコンクリート製の架台の単価。

1基当り材料・布設費込の単価。数量を入力。

1基 0.5m×0.5m×0.5m

○HIVP ケース管

側溝下に布設する給水管を防護する管の単価。1m当り材料（ビニル管）・布設費込の単価。口径を選択し数量を入力。

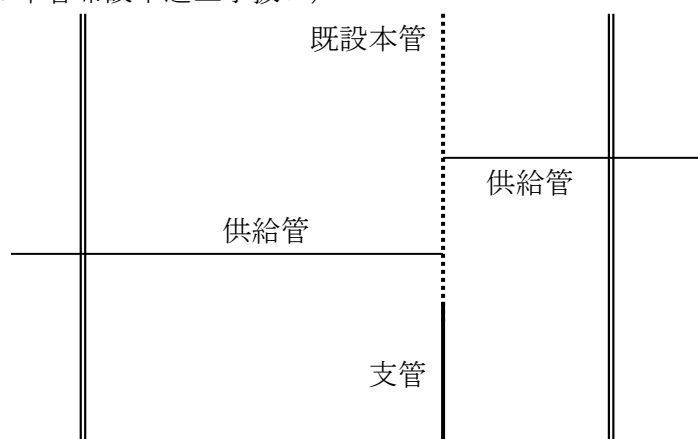
○内管プラグ止め

既設灯内内管を切断撤去し、分岐部にプラグにて閉塞を行った箇所数を記入。

○供給管・支管

供給管とは、道路に対し平行に布設されているガス本管から分岐し敷地内への引込管のことをいう。本支管から敷地境界線までの延長を積算する。

支管とは、道路に対し平行に布設されているガス本管をそのまま道路と並行に延長する管及び道路を縦断して布設する管のことをいう。本支管を延長した分を積算し、本市負担額も計算し入力する。（本支管延長10m以内が装置工事係扱い。それを超える延長の場合は、建設課での本管布設申込工事扱い）



・供給管の新規引込みは費用局負担となり、需要家の要望による既設供給管の位置替えは需要家の費用負担*となる。但しガス使用量増が原因による増径工事、白ガス供給管の入替えの場合は費用局負担となる。

※増径（既設管鋼管 25A⇒新設ガス用ポリエチレン管 30Aは増径にならない）を伴う位置替えは、取出工事+供給管（増径に関わるもの）工事費は局負担とし、掘削諸費用は需要家負担となる。

・支管工事費（支管延長 10m以内）は、以下の計算方法で行う。

$$\begin{aligned} & \text{工事費} - \text{本市負担額（需要家取付け予定メーター号数} \times 55,080 \text{円(税込))} \\ & = \text{需要家負担額} \end{aligned}$$

本市負担額が工事費を上回った場合の支管工事費は 0 円とする。

○灯外内管・灯内内管

新設単価・・・新築または建物全面改築の場合に使用し積算する。

増設単価・・・既設管が存在する改造・増設等の場合に使用し積算する。

撤去単価・・・撤去した管延長を積算する。

なお、埋設管には掘埋め戻し手間、非埋設管には支持金具材を込んだ金額となっている。

○ガス用フレキ管

・フレキ管・・・フレキ管の延長数を積算する。

・フレキケース・・・フレキケースの延長数を積算する。

・ヘッダー設置・・・ヘッダーを設置した箇所数を積算する。

・ヘッダーケーシング・・・雨風の当るおそれのある所にヘッダーを設置する場合は、ヘッダー部をケーシングする必要がある。ヘッダーケースを使用した箇所数を積算する。

○フレキ用ガス栓

設置したガス栓数を積算する。

○水取器

管深がおおよそ 2mある時に設置する。

・PE 加工製品・・・使用材料及び設置例

白一キャップ(ガラスアップ)・白一ニップル・ソケット(防食巻)・PLS・トランジションカ S25*30・PE-EF-T



・PE 水取器・・・設置した数量を積算。

・ボックス・・・設置した数量を積算。

○標示釘・標示杭・標示リング

- ・ 標示釘…管の埋設位置、及び曲管、丁字管の位置を示す。打ち込んだ本数を積算。
- ・ 標示杭…管の埋設位置を示す。打ち込んだ本数を積算。
- ・ 標示リング…供給管・灯外内管（埋設部）がガス用ポリエチレン管である事を示す。
使用した個数を積算。

○塗装

塗装は、錆止め塗装(下塗り)2回と中塗り、上塗り塗装から成り立ち、塗装した管の延長を積算。(非埋設管のSGPのみ)

注：余ネジ部の錆止め塗装は、配管費に含むので塗装として積算しない。

○金属可とう管・強化ガスホース

- ・ 金属可とう管の使用したサイズと数量を積算。
屋内用と屋外用がある。システムキッチン下で使用する場合は、屋外用を推奨。
- ・ 強化ガスホースの使用した延長、及び金具の種類と組数を積算。

○内管切断取出し

既設鋼管（直管部）を切断し分岐部を設ける工事、元管サイズと箇所数を記入。

○覆装工

- ・ デンゾー・防食テープ巻…デンゾーテープと防食テープを巻いた管延長を積算。

○ガス栓・バルブ

使用したガス栓・バルブ数を積算。

○フレキシブルメタルホース

使用した寸法の本数を積算。

○コンクリートはつり・補修

- ・ 溝堀…管布設の為コンクリートカッターを入れ、はつり、処分、コンクリート養生した㎡数を積算。
- ・ 壁貫通…壁（ハンドドリル使用）を貫通した箇所数を積算。
※コア抜きは別単価

○コンクリートコア抜き

壁の厚さ、コア径から箇所を積算。

○スリーブ入れ

スリーブを入れた箇所数を積算。

○その他

中圧管工事、大口径工事については別途積算とするため、その工事の布設工、使用材料、土木費を別表にまとめ、平面図・立体図も合わせ提出すること。

《水道工事単価仕様書》

○工事種別

- 1.新設・・・給水装置(メーター)を新たに設置する工事
- 2.改造・・・既設給水装置の構造材質を変更する工事
- 3.撤去・・・給水装置(メーター含む)を撤去する工事及び配水支管上不使用管処理
- 4.その他・・・取出工事及び支管工事のみの工事

○穿孔取出し

サドル分水栓を使用し、配水支管より給水管を取出しする単価。1箇所当り材料・布設費込の単価。(密着コア打設含む) 配水支管の管種口径を選択し分岐口径及び数量を入力。

○切断取出し本管 50A 以下

断水を伴い本管を切断して分岐を取出す単価。1箇所当り材料・布設費込の単価。SKXを使用した場合の単価。本管口径を選択し分岐口径及び数量を入力。

○切断取出し本管 75A 以下

断水を伴い本管を切断して分岐を取出す単価。1箇所当り材料・布設費込の単価。本管がビニル管の場合は離脱防止内蔵T字管及びVSジョイントを使用した場合の単価。本管が鋳鉄管の場合はK型鋳鉄管の継輪・二受T字管・特殊押輪を使用した場合の単価。本管管種口径を選択し分岐口径及び数量を入力。

○不断水分岐取出し 75A 以上

不断水分岐工法を使用し、断水しないで分岐を取出す単価。
1箇所当り材料・布設費込の単価。本管管種口径を選択し分岐口径及び数量を入力。

○配管

公道に給水管を布設する単価。

1m 当り材料・布設費込の単価。(埋設表示シート・ロケーティングワイヤー・表示テープ込) 管種口径を選択し数量を入力。

○不使用管処理

ア) 一般不使用管処理

分水栓を閉止し、給水管を切断し分水栓に砲金キャップをする単価。

1箇所当り材料・布設費込の単価。数量を入力。

イ) 切断不使用管処理

断水を伴い本管を切断して分岐を撤去する単価。1箇所当り材料・布設費込の単価。

本管がビニル管の場合は VS ジョイントを使用した場合の単価。本管が鋳鉄管の場合は K 型鋳鉄管の継輪・特殊押輪を使用した場合の単価。本管管種口径を選択し数量を入力。

○サヤ管・架管架台

サヤ管・・・水路等を上越して布設する管を防護するケース管の単価。

1m 当り材料（鋼管）・布設費込の単価。口径を選択し数量を入力。

架 台・・・架管の端部を固定補強する現場打ちコンクリート製の架台の単価。

1 基当り材料・布設費込の単価。数量を入力。

○HIVP ケース管

側溝下に布設する給水管を防護する管の単価。

1m 当り材料（ビニル管）・布設費込の単価。口径を選択し数量を入力。

○バルブ・止水栓

公道に各種弁を設置する単価。1 基当り材料・布設費込の単価。

ボックスは含まれない。数量を入力。

○ボックス

公道に除雪対応型ボックスを設置する単価。

1 基当り材料・布設費込の単価。（FRP 筒・中蓋含む）数量を入力。

○標示杭・標示釘

公道に標示杭・標示釘（キャッツアイピン）を設置する単価。

1 本当り材料(布設費込)の単価。数量を入力。

○加入金

メーターを新設・増径した場合に発生する加入金の単価。

設置・撤去メーターの口径を選択し数量を入力。

メーター口径を増径した場合は差額を徴収するが、小さくした場合の差額については返金しない。

以前のメーター撤去から 1 年以内の場合は、撤去したメーター口径分の加入金が免除となる。

仮設メーターであっても使用期間が 1 年を超えた場合は口径毎の加入金が発生する。

○審査検査手数料

申込工事の審査検査手数料の単価。

新設・改造の区分、メーター口径を選択し数量を入力。

取出し工事のみ(メーターの設置なし)の場合、審査検査手数料は発生しない。

撤去工事の場合、審査検査手数料は発生しない。

【加入金・審査検査手数料の例】

例 1

メーター20 mm 1 個を 13 mm 2 個に変更する工事。

工事種別 新設

加入金 $56,000 - (18,000 \times 2) = \Delta 20,000$. . . 返金なし

審査検査手数料 $8,000 \times 2 = 16,000$

例 2

引込口径 50 mm で 20 mm メーターが 8 個ついている建物の水道管改造工事をする場合
(メーター数の増減・口径変更なし)。

工事種別 改造

審査検査手数料 6,000 円 (引込口径の審査検査手数料)

例 3

メーター20 mm を使用していた旧家を本管上不使用管処理し、1 年以内に住所の違う
新家に引越しする場合

工事種別 新設

加入金 0 円

審査検査手数料 8,000 円

《道路掘削復旧土木工事仕様書》

- ・道路種別 As 市道（1・2級、その他市道、法定外、団地道、私道等）
As 県道（道路種別に関係なくすべての国道・県道）
As 歩道（市道） 後日本復旧
As 歩道（県道） 当日本復旧
インターロッキング歩道（市道、県道共）
コンクリート道
一般砂利道
一部転用土（管周りの保護砂以外転用土の場合）
路床仕上（団地造成等で路床より掘削し、路床まで復旧する場合）
- ・埋設深度 一般 1.0m 以上～1.4m 以下（土被り）
浅埋 1.0m 未満（土被り）
- ・単独溝 ガス、水道単独の場合
- ・共同溝 ガス、水道共同の場合（単価は単独溝の半分となっています）
- ・取出工事管布設 管布設時の1m当りの土木費（掘削幅 0.6m・材料、布設費は含まれない）
- ・本管上閉塞処理 本管上閉塞処理する場合の1ヶ所当りの土木費（1.2m×1.2m・材料、布設費は含まれない）
- ・土留施工掘削 土留を使用する場合の1m当りの土木費（掘削幅 0.7m・掘削深 1.5m・材料、布設費、土留工事費は含まれない）
掘削深が 1.5m 以上になる場合は必ず土留めを施工すること。
- ・埋設不使用管撤去…国・県道等の埋設不使用管を撤去する場合の1m当りの土木費（掘削幅 0.6m・管撤去費は含まれない）
- ・舗装本復旧
掘削幅(シングル 0.5m、ダブル 0.6m)+影響分の面積を計上する。
《市道》
本復旧幅は、掘削幅の 1.5 倍以上で半幅又は全幅
道路幅 4m 未満及び 4m 以上でセンターを超える工事…全幅
道路幅 4m 以上でセンターを超えない工事…半幅

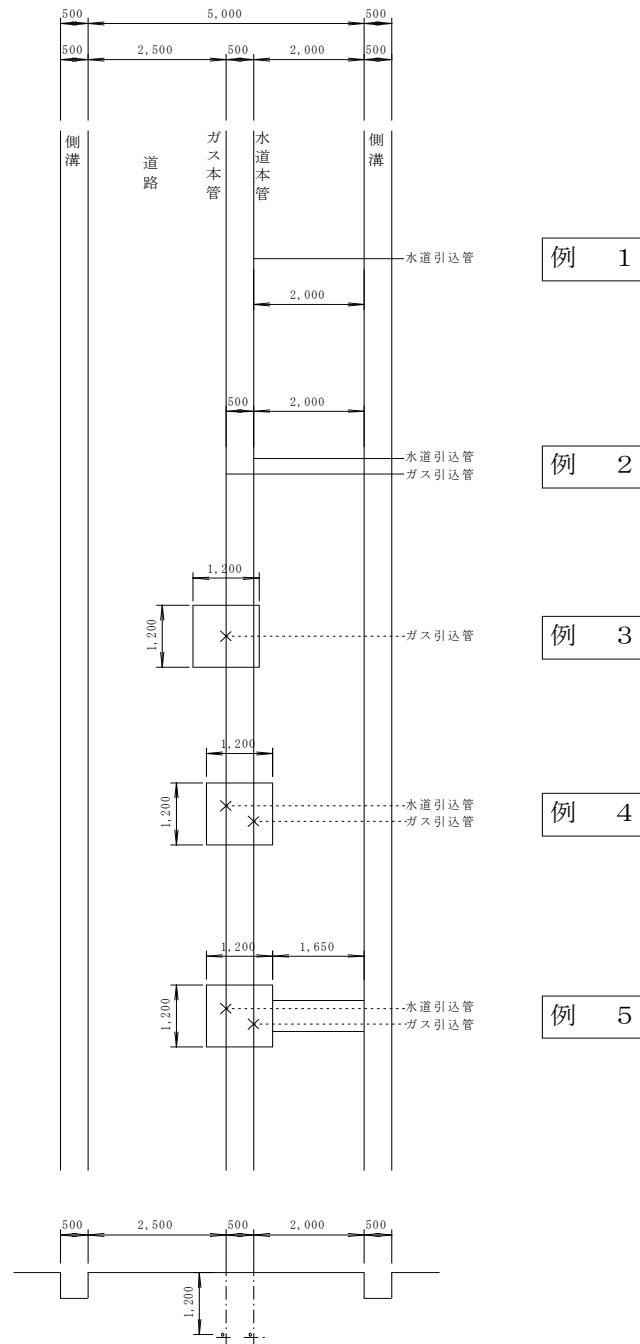
《県道》

本復旧幅は、掘削幅+0.6m(片側 0.3m)で半幅又は全幅

センターを超える工事…全幅、センターを超えない工事…半幅

内訳書記入例

(ガス・水道共土木費に関する物は道路掘削復旧土木工事の欄に数量を入力すること)



例 1

給水工事内訳表

2. 道路掘削復旧土木工事

2-1. 取出工事管布設(1m当り)

種 別		単独溝		共同溝	
道路種別	埋設深度	設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS市道(車道)	一般	2.0m			

例 2

ガス工事内訳表

1. 道路掘削復旧土木工事

1-1. 取出工事管布設(1m当り)

種 別		単独溝		共同溝	
道路種別	埋設深度	設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS市道(車道)	一般	0.5m		2.0m	

給水工事内訳表

2. 道路掘削復旧土木工事

2-1. 取出工事管布設(1m当り)

種 別		単独溝		共同溝	
道路種別	埋設深度	設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS市道(車道)	一般			2.0m	

例 3

ガス工事内訳表

1-3. 本管上閉塞処理(1箇所当り)

種 別		単独溝		共同溝	
道路種別	埋設深度	設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS市道(車道)	一般	1箇所			

例 4

ガス工事内訳表

1-3. 本管上閉塞処理(1箇所当り)					
種 別		単独溝		共同溝	
		設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS市道(車道)	一般			1箇所	

給水工事内訳表

2-3. 本管上閉塞処理(1箇所当り)					
種 別		単独溝		共同溝	
		設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS市道(車道)	一般			1箇所	

例 5

ガス工事内訳表

1-3. 本管上閉塞処理(1箇所当り)					
種 別		単独溝		共同溝	
		設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS国県道(車道)	一般			1箇所	

1-4. 埋設不使用管撤去(1m当り)					
種 別		単独溝		共同溝	
道路種別	埋設深度	設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS国県道(車道)	一般			1.7m	

給水工事内訳表

2-3. 本管上閉塞処理(1箇所当り)					
種 別		単独溝		共同溝	
		設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS国県道(車道)	一般			1箇所	

2-4. 埋設不使用管撤去(1m当り)					
種 別		単独溝		共同溝	
道路種別	埋設深度	設 計	竣 工	設 計	竣 工
AS国県道(車道)	一般			1.7m	

※最小掘削延長は1.0mとし、土木延長が1.0m未満の場合はすべて1.0mとする。
 また数量は0.1m単位とし、小数第2位を四捨五入とする。

○掘削工事諸雑費について

1. 道路掘削準備費・・・重機（バックホウ等）の運搬費や工事看板の設置・撤去及び町内会長や付近住民への周知等の事務連絡費。（1件当り）
2. 道路使用申請・・・道路を使用する為の使用申請を作成する為の費用。（1件当り）
3. 水替工・・・・・・・・掘削に伴う湧水を水中ポンプによって処理する為の費用。ポンプ、沈殿槽の据付撤去を含む。（1時間当り）
4. 土留工・・・・・・・・軽量鋼矢板（2.0m）、支保工（水圧ジャッキ含む）の設置・撤去費及び矢板賃料の単価。角材・コンパネ等使用による土留は本単価には該当しない。掘削深が 1.5m 以上の場合は必ず土留をすること。（1m当り）
5. 交通誘導員・・・・・・・・交通誘導員の1時間当りの単価。
6. 占用書類作成・・・・・・・・道路管理者へ提出する占用書類の作成費用。（1件当り）
7. コンクリート路盤撤去工・・・既設アスファルト舗装の下にコンクリート路盤等がでてきた場合のコンクリート切断、取壊、撤去、処分費用。（1m³当り）
8. 掘削追加路床工・・・・・・・・既設本管の土被りが深く、標準断面との土量の差が大きい場合に追加となる部分の土量を計上する。掘削・処分・路床工が含まれる。（1m³当り）

○その他注意事項

・バイパス工事の場合は $4.5\text{m} \times 1.5\text{m}$ の掘削を標準とする。(数量は m^2 数を管布設時の土木費に換算する。

例 $4.5\text{m} \times 1.5\text{m} = 6.75 \text{ m}^2$ 管布設時の土木費 1m 当り $0.6\text{m} \times 1.0\text{m} = 0.6 \text{ m}^2$
 $6.75 / 0.6 = 11.25 \div 11.3\text{m}$

・遮断工事の場合は $3.0\text{m} \times 1.5\text{m}$ の掘削を標準とする。数量はバイパス工事の場合と同様とする。

・水道切断取出しの場合は $2.0\text{m} \times 1.5\text{m}$ の掘削を標準とする。数量はバイパス工事の場合と同様とする。

・不断水分岐取出しの場合は $1.2\text{m} \times 1.0\text{m}$ の掘削を標準とする。数量はバイパス工事の場合と同様とする。

・雁木通りの場合 (敷地内本管の場合)

ガス

供給管の定義・・・サービスチーズ迄である。

土木費として局負担が発生する場合はコンクリート道浅埋 1 mを局負担とする。

ガス取出し工事例

コンクリート道掘削復旧 (浅埋) 単独 1m	局負担
穿孔取出し	局負担
PE30 埋設	お客様負担*

※但し雁木部にガス本管があり灯外内管全線白ガス管入替工事の場合は雁木部の灯外内管についても局負担とする。

水道

給水管の定義・・・分水栓迄である。

土木費として局負担が発生する場合はコンクリート道浅埋 1 mを局負担とする。

水道不使用管処理例

コンクリート道掘削復旧不使用管 (浅埋) 単独 1 箇所	局負担
配水支管上不使用管閉塞処理	局負担
敷地内ボックス・管撤去費等	お客様負担

・土木単価には仮復旧・本復旧時の区画線工も含まれている。

平成28年7月1日改定